

ネットオークションの売却収入について 税金は発生するのか？！

21-007号
通巻:222

ネットオークションを利用されている方は、売却収入に対して税金がかかるのか？確定申告をしなければいけないのか？を考えられた方がいらっしゃるかもしれません。

そこで今回は、ネットオークションで得た収入に関連する税金や確定申告について簡単ですがご紹介致します。

□会社員やアルバイトの方は所得金額が20万円がライン

所得金額が年間20万円を超えた場合、**確定申告が必要**になります。

しかし、マイナスであるような場合には申告は不要です。

□給与を得ていない方は、「48万円以上の所得」で申告要

専業主婦や学生といった、特定の企業等から給与をもらっていない方(給与収入なし)は、「48万円以上の所得」がボーダーラインとなります。

□生活用動産の譲渡は非課税

ネットオークションで物を売却し、収入を得た場合、次に該当する場合は「**非課税**」となります。

- ・生活用動産の譲渡による所得
- ・貴金属や宝石、書画、骨董などで、1個又は1組の価額が30万円以下の譲渡による所得
(30万円の判断は、所得ではなく「売却価額」で判断されます)

(生活用動産とは)

生活に必要とされる動産(不動産以外の財産)の事をいいます。例えば、家具や衣服、雑貨、おもちゃ、本、食器、安価な貴金属といった、30万円以下のものが該当します。日用品の売買は、「**一過性**」のものがほとんどなので、課税が適切でないことから非課税とされています。

一方、30万円以上的高级品(骨董品や高価な貴金属類)をオークションで売却した場合の所得は課税対象となります。また、CDや本などでも希少価値が高く、1個あたり30万円を超える値段が付くようなものは課税対象になる可能性があります。(コレクター品の売却、非売品の売却等で30万円を超えた場合)

※一時的な「日用品」の売買であれば「生活用動産の譲渡」に該当しますので、ほとんどの場合は課税されません。つまり、確定申告をする必要はありません。

□税金が発生する場合の計算方法(生活用動産に該当しない場合)

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{譲渡金額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} - \text{特別控除(50万円)}$$

(国税庁HP:No.1490 一時所得参照)

取得費とは、「購入代金」の事で、購入手数料なども含まれます。

また、譲渡費用は、「販売に直接かかった費用」のことをいい、売却手数料なども控除できます。

長期譲渡所得(所有期間5年超の商品の売却)の場合は、その2分の1が課税対象となります。

(少なくとも所得が50万円以上でない場合、長期譲渡所得だけの場合であれば、所得が100万円以上でなければ税金はかかりません)

□営利目的で取引をすると課税

(1)一過性ではなく「副業レベル」になると課税されます。

先ほど記載して通り、企業から給料をもらっている方(会社員等)なら本業の給与以外の所得が年間20万円を超えたら確定申告をしなければいけません。また、「営利目的」で「反復継続的」に利益を得ている場合は課税対象になります。

(2)所得区分は雑所得or事業所得

副業レベルの場合は「雑所得」、本業の場合は「事業所得」になります。

本業かどうかの判断は、「事業的規模」かどうかで判断をします。取引状況などを考慮して行いますが、例えばネットオークションの収入で「生計を立てている」ような場合は、「事業的規模」=「事業所得」になります。

□「雑所得等」の場合の確定申告の有無

「雑所得」や「事業所得」に該当する場合でも、必ずしも確定申告が必要なわけではありません。

なぜなら、税金は、収入に対して課税されるわけではなく、収入から「経費」や「各種所得控除」を差し引いた「所得」が残った場合のみ課税されるからです。

$$\text{所得(雑所得or事業所得)} = \text{収入} - \text{経費} - \text{各種所得控除}$$

(国税庁HP:No.1500 雑所得参照)

経費とは、仕入の額やオークション手数料など、収入を得るためにかかった支出の事をいいます。

Ex.趣味で作成したハンドメイドの商品を売上げた場合や高価な遺品を出品し上記の算式で計算した結果年間で150万円の所得が発生した場合は確定申告が必要になります。

参考:国税庁

(所得税の課税されない譲渡所得)

~コメント~

よほど熱心にネットオークションを利用している方以外は、税金の心配はしなくてもよいと思われそうですが、場合によっては税金の対象になるかもしれません。ご自身の状況をしっかりと確認し、申告漏れがないようにお気をつけください。

クラージュ総合会計事務所 岡 樹